

○吉川市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び農地利用最適化推進委員になろうとする者の募集に関する要綱

平成 27 年 12 月 17 日農委告示第 13 号

吉川市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び農地利用最適化推進委員になろうとする者の募集に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号。以下「省令」という。)第 13 条第 1 項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員候補者の推薦(以下「推薦」という。)の求め及び農地利用最適化推進委員(以下「委員」という。)になろうとする者の募集に関し、必要な基準を定めるものとする。

(推薦をする者)

第2条 個人による推薦は、自ら農業を営み、又は農業に従事する者 2 人以上でなければならない。この場合において、省令第 11 条第 7 号の農業委員会が必要と認める事項は、当該推薦に係る代表者の氏名とする。

2 推薦する団体は、次に掲げる事項を規定した規約、会則等を有するものでなければならない。

- (1) 名称及び目的
- (2) 代表者又は管理人の選任の方法
- (3) 構成員の資格

(推薦又は応募する文書)

第3条 省令第 11 条第 1 項の規定により提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 個人による推薦 農地利用最適化推進委員 個人による推薦・応募用紙(様式第 1 号)及び農地利用最適化推進委員候補者承諾書(様式第 2 号。以下この条において「承諾書」という。)
- (2) 法人による推薦 農地利用最適化推進委員 法人又は団体による推薦用紙(様式第 3 号)、承諾書、当該法人の登記事項証明書及び総会に報告した活動記録を記載した書類で直近のもの
- (3) 団体による推薦 農地利用最適化推進委員 法人又は団体による推薦用紙、承諾書、当該団体の規約、会則等、構成員の名簿及び総会に報告した活動記録を記載した書類で直近のもの
- (4) 委員になろうとする者の募集への応募 個人による推薦・応募用紙

(書類の提出方法)

第4条 省令第 11 条第 1 項の規定による書類の提出は、持参によるものとする。

(吉川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会)

第5条 省令第11条第3項の措置を講ずるため吉川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第19条第1項の規定により推薦を受けた者又は募集に応募した者について、吉川市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が別に定めるところにより、評価を行うものとする。

3 委員会は、会長及び次に掲げる評価委員により構成する。

(1) 農業委員会会長職務代理

(2) 農業委員会事務局長

4 会長は、農業委員会会長を持って充てる。

5 会長は、委員会を招集し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

6 会議は、評価委員の全員の出席がなければ開催することができない。

7 会議の議事は、出席評価委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

8 委員会の庶務は、農業委員会事務局が処理する。

9 前各項に定めるもののほか委員会について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(公表の方法)

第6条 省令第12条第1号及び第2号並びに省令第13条第3項の適切な方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 市掲示場への掲示

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が適切と認める方法

(推薦の求め及び募集の期間)

第7条 省令第13条第2項の期間は、28日以上で、推薦の求め又は募集の都度農業委員会が定める期間とし、当該期間の満了の日が吉川市の休日を定める条例(平成元年吉川町条例第21号)第1条第1項に規定する休日(以下この条において「休日」という。)である場合は、その翌日以後で休日でない最初の日を期間の満了の日とする。

2 農業委員会は、前項の規定により期間を定めたときは、告示しなければならない。

(委員の補充)

第8条 農業委員会は、法第21条第1項の規定による委員の解嘱、法第22条の規定による委員の失職又は法第23条の規定による委員の辞任があった場合は、法第19条第1項の規定により速やかに当該委員を補充するための委員候補者の推薦の求め又は委員になろうとする者の募集をするよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。